

議会を傍聴しませんか！

☆平成24年第4回定例会の予定

定例会

※30人まで傍聴できます。
12月3日(月) 9時～
行政報告・一般質問・提案説明・質疑
12月12日(水) 9時～
委員長報告・質疑・討論・採決

委員会

※10人まで傍聴できます。
総務財政教育常任委員会
12月5日(水) 9時～
民生産業建設常任委員会
12月6日(木) 9時～

※傍聴の申し込みは、当日総務課まで
問い合わせ先 議会事務局 TEL 377-5656

良い食生活をするための 料理講習会のご案内

元気で明るい毎日を、あらゆる世代の人々に送っていただくために、正しい知識を学ぶための講習会を下記の通り開催いたします。

皆様お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

日時：12月10日(月) 10時～

場所：朝日町保健福祉センター 2階 栄養指導室

定員：30名 参加費：300円

持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具

申込期間：11月12日(月)～11月30日(金)

申込先：保険福祉課 TEL 377-5659

朝日町
食生活改善推進
協議会

個人住民税は給与から天引きの 『特別徴収』で納税を！

給与所得者の個人住民税(個人市町民税+個人県民税)は、法令により、事業所が給与から特別徴収(天引き)して、給与所得者に代わって市町に納税することになっています。

以下の点を確認してください

- 所得税は源泉徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していないということはありませんか？
- 原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。
- 税額の計算は市町で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

従業員の皆様には

次のようなメリットがあります

- 納税の手間が省けます。(給与から直接天引きされるので、金融機関等で納税する手間がありません。)
- 普通徴収が原則4回払いなのに対して、12回払いとなるので、1回あたりの負担が軽くなります。

三重県と県内全市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆様へ個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めております。特別徴収を行っていない会社などは、特別徴収への切り替えをお願いします。

平成25年度の住民税より新たに特別徴収を希望する事業者様は、平成24年分給与支払報告書総括表に「特徴」と朱書きで記載の上、ご提出ください。提出期限は1月31日です。

問い合わせ先 税務課 TEL 377-5655